

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 28 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課監査指導室
障 害 保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課

A型事業所廃止等に係る対応の留意事項等について

障害保健福祉行政の推進について、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 8 月 9 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「就労継続支援 A 型事業所からの解雇に係る届出実態の把握に係る調査への協力について」に関して、廃止予定の就労継続支援 A 型事業所（以下「A 型事業所」という。）からの解雇に係る届出の実態把握について、御協力いただき感謝申し上げます。

指定障害福祉サービス事業者が事業廃止を行う際の留意事項等については、平成 29 年 7 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室・障害福祉課連名事務連絡「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」（以下「平成 29 年事務連絡」という。別添参照。）に基づき対応いただいているところですが、今般の A 型事業所の廃止等に関して、利用者に対する支援等について下記のとおり対応を整理しましたので、内容を御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 事業者責務の更なる徹底

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 43 条第 4 項には、「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以

内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」と規定されている。

当該事業者責務の周知・徹底については、平成 29 年事務連絡記 1 においても依頼しているところであるが、事業の廃止に伴い離職を余儀なくされた利用者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、関係者と連絡調整を行うなど便宜を図ることについては、指定障害福祉サービス事業者の義務であることについて、改めて周知・徹底をお願いする。

なお、平成 29 年事務連絡記 2 においてもお示ししているとおり、利用者の利用調整が未整備な場合には、法第 43 条第 4 項の規定に基づく事業者責務を果たしていないこととなるので、法第 49 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく勧告を行うこと。勧告を行うことで、事業所が廃止になった後も法人が残る場合であって、勧告内容に正当な理由がなく従わない場合には、法第 49 条第 4 項の規定に基づく命令を行うことも可能であり、命令を行った場合は、法第 49 条第 5 項の規定に基づき公示を行うこと。

また、命令を経ても当該勧告に係る措置をとらない場合には、法第 42 条第 3 項に違反するものとして、法第 50 条第 1 項第 3 号の規定に基づく指定の取消しを行うこと。

さらに、あわせて業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは法第 51 条の 3 第 1 項に基づく法人への立入検査を行うことも検討するとともに、業務管理体制の整備に係る監督権者が厚生労働省の場合は、必要に応じて厚生労働省に業務管理体制の検査を要請すること。

2. 利用者の受入先調整に係る指定権者と支給決定権者による連携した支援

記 1 のとおり、事業の廃止に伴い離職を余儀なくされた利用者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、関係者と連絡調整を行うなど便宜を図ることについては、指定障害福祉サービス事業者の義務であるが、法第 47 条の 2 において、「都道府県知事又は市町村長は、第四十三条第四項又は第四十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。」と、都道府県知事及び市町村長の役割が規定されている。

こうした規定も踏まえ、平成 29 年事務連絡記 3 においてもお示ししているとおり、仮に指定障害福祉サービス事業者が法第 43 条第 4 項の便宜の提供を図る義務を怠る場合であって、現に指定障害福祉サービスを受けている者の受入先が事業廃止まで決まらない場合には、都道府県・指定都市・中核市（以下「指定権者」という。）は、勧告や命令といった措置を講じつつ、併せて、関係機関や関係団体と協力して利用者の受入先の調整に努めること。

また、サービス利用者の居住地の市町村（以下「支給決定権者」という。）は利用者に連絡を取るとともに、利用者が希望に応じたサービスが受けられるよう調整を行うなど、指定権者と支給決定権者で連携した支援を行うこと。その際、基幹相談支援センター等の相談支援事業者に廃止となる事業所の情報を共有するなど、相談支援事業者や障害者就業・生活支援センター等とも連携した支援を行うこと。

なお、指定障害福祉サービス事業者が事業を縮小し、一部の利用者を解雇等する場合においても、指定権者と支給決定権者で連携を図るなどして、利用者に必要な障害福祉サービスの確保等に向けた支援に努めていただきたい。

3. 都道府県労働局及び公共職業安定所との連携

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 81 条第 1 項では、「事業主は、障害者である労働者を解雇する場合（労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。）には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。」とされ、同条第 3 項においては、「公共職業安定所は、当該届出に係る障害者である労働者について、速やかに求人の開拓、職業紹介等の措置を講ずるように努めるものとする。」とされている。

公共職業安定所が、A型事業所の廃止に伴い離職を余儀なくされた障害者を把握し、適切な再就職支援を迅速かつ漏れなく実施する観点から、指定権者におかれては、A型事業所から廃止届を受理し次第、下記の情報について、別添の参考様式も活用いただき、A型事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所に対して提供いただくなど、公共職業安定所による支援に協力をいただきたい。

また、A型事業所から廃止届が提出された際は、当該事業所に対し、障害者である労働者を解雇する場合は公共職業安定所長に届け出る必要がある旨を周知いただきたい。

（提供いただきたい情報）

- ・廃止届の提出があったA型事業所（以下「対象事業所」という。）の事業所名
- ・対象事業所の運営法人名
- ・対象事業所及び対象事業所の運営法人の連絡先（電話番号、メールアドレス等）
- ・廃止の届出がなされた日における利用者数
- ・廃止予定日

4. A型事業所の経営に係る引き続きの支援

A型事業所の中には、事業の廃止や縮小まで至らなくても、賃金の伸び悩みや、業務の受注等に課題を抱える事業者も見受けられるため、A型事業所の経営改善及び安定的経営につながるよう、指定権者におかれては、下記の取組を行うなど、積極的なアウトリーチ支援に取り組んでいただきたい。

(1) 事業所から提出された経営改善計画書等に基づく指導の徹底

指定権者においては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（令和6年3月29日付け障発 0329 第7号）記1（2）①ア（イ）に基づき、A型事業所から提出される経営改善計画書の内容やその後の経営状況等の確認を徹底すること。

特に経営改善計画書に基づく計画始期から1年経過した事業所に対しては、事業所訪問や面談により、以下の点について確認し、計画の実行状況と経営改善状況の把握を徹底するとともに、必要な指導や支援を実施すること。

- ・ 生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、今後、収益改善の見込みがあるか
- ・ 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上となっているか
- ・ 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取組について、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあるか

また、経営改善計画書に基づく計画始期から2年経過した事業所に対しても、事業所訪問や面談により、以下の点について確認し、計画の実行状況と経営状況の把握を徹底するとともに、必要な指導や支援を実施すること。

- ・ 経営改善計画期間中に生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められるか
- ・ 利用者の平均労働時間が長くなっているか
- ・ 利用者に支払う賃金総額が増えているか

(2) 支援制度の積極的な活用

指定権者等におかれては、A型事業所の経営改善に向けて、以下①～③等の支援制度を活用・周知いただきたい。

① 工賃向上計画支援等事業の活用

各都道府県におかれては、「工賃向上計画支援等事業の実施について」（令和6年4月12日付け障発 0412 第1号）に基づき、A型事業所の賃金の向上や経営改善等に向け、経営コンサルタントや企業経営の経験のある企業OB等による個別支援等を積極的に推進することにより、各事業所における効果的な賃金向上計画等の策定や管理者の意識向上のための支援につなげていただきたい。

また、共同受注窓口の機能強化を図るため、官公需や民需に係る関係者（都道府県内行政機関、障害者就労施設等、民間企業等、農業共同組合等、商工会等）が参画する協議会を設置し、A型事業所への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用することも検討いただきたい。

② 障害者優先調達推進法の更なる推進

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、国や地方公共団体等は、障害者就労施設等から優先的に

物品等を調達するよう努めることとされているところ、各都道府県、管内市区町村等におかれては、改めて優先調達の対象となる業務を洗い出していただき、共同受注窓口等を通じて、A型事業所が受注できる業務の拡大を図っていただきたい。

その際、近年のA I やクラウド等のI T 分野の進展に伴う障害者の職域拡大等も踏まえ、優先調達を行う分野や役務を拡大するなど、優先調達の更なる推進に向けた働きかけも行っていいただきたい。

③ よろず支援拠点の活用

中小企業庁が全国に設置しているよろず支援拠点では、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料で専門的助言を行っており、指定権者におかれては、(1)の経営改善計画書の報告により、事業経営が芳しくないと判断したA型事業所に対して、よろず支援拠点を案内するなど、A型事業所の経営改善に向けた働きかけを行っていただきたい。

(参考)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)
(抄)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。
- 3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第四十六条 (略)

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 (略)

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第四十七条の二 都道府県知事又は市町村長は、第四十三条第四項又は第四十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者その他の関係者に対する助言

その他の援助を行うことができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第四十九条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 第三十六条第八項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に従わない場合当該条件に従うこと。
- 二 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合当該基準を遵守すること。
- 三 第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。
- 四 第四十三条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合当該基準を遵守すること。
- 二 第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。
- 三 第四十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 市町村は、介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費の支給に係る指定障害福祉サービス等を行った指定事業者等について、第一項各号又は第二項各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。）に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるとき

は、その旨を当該指定に係るサービス事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一・二 (略)

三 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

四～十三 (略)

2・3 (略)

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の二 指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、主務省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、主務省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号から第四号までに掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事

二 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定事業者等 指定都市の長

三 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在する指定事業者等 中核市の長

四 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。）又はのぞみの園の設置者 主務大臣

3～5 (略)

(報告等)

第五十一条の三 前条第二項の規定による届出を受けた主務大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた主務大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～5 (略)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三 （略）

2・3 （略）

4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者の名称

四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（解雇の届出等）

第八十一条 事業主は、障害者である労働者を解雇する場合（労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。）には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 （略）

3 前二項の届出があつたときは、公共職業安定所は、当該届出に係る障害者である労働者について、速やかに求人の開拓、職業紹介等の措置を講ずるように努めるものとする。

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）（抄）

（法第八十一条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第四十一条法 第八十一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、天災事変その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことにより障害者である労働者を解雇する場合とする。

(解雇の届出等)

第四十二条 事業主は、障害者である労働者を解雇する場合には、速やかに、次の事項を記載した届書を、当該障害者である労働者の雇用に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

- 一 解雇する障害者である労働者の氏名、性別、年齢及び住所
- 二 解雇する障害者である労働者が従事していた職種
- 三 解雇の年月日及び理由

2 前項の規定は、法第八十一条第二項の国及び地方公共団体の任命権者による免職の届出について準用する。

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）（抄）

(国及び独立行政法人等の責務)

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

〇〇労働局 ご担当者様
 〇〇公共職業安定所 ご担当者様

〇〇県〇〇課
 担当者：〇〇 〇〇
 連絡先：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

A型事業所廃止に係る報告書

就労継続支援A型事業所（以下「対象事業所」という。）の廃止に関して、以下のとおりご報告いたします。

対象事業所名	
対象事業所の運営法人名	
対象事業所の連絡先(※)	
対象事業所の運営法人の 連絡先 (※)	
廃止の届出がなされた日 における利用者数	
廃止（予定）日	
備考	

(※) 電話番号やメールアドレスなど、確実に連絡が取れる情報を記載すること。